

# 資 料

(金融所得課税について)

平成 24 年 11 月 9 日 (金)

財 務 省

# 目 次

- ・ 社会保障・税一体改革大綱(抄)(平成24年2月17日閣議決定)、税制抜本改革法(抄) . . . . . 1
- ・ 主な金融商品の税率 . . . . . 2
- ・ 先物取引に対する課税関係(平成23年度改正) . . . . . 3
- ・ 「日本版ISA」の現在措置されているスキームと、金融庁の平成25年度税制改正要望 . . . . . 4
- ・ 平成22年度税制改正大綱(抄)(別紙1)租税特別措置の見直しに関する基本方針 . . . . . 5

## 社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）

### 第 2 部 税制抜本改革 第 3 章 各分野の基本的な方向性

#### 2. 個人所得課税

##### (3) 金融所得課税

金融所得課税については、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を柱とする、金融所得課税の一体化に向けた取組を進める必要がある。

また、高額な譲渡所得等を得ている者に軽減税率が適用されることが問題であるとの指摘もある。

こうした点を踏まえ、現行法令どおり、上場株式の配当・譲渡所得等に係る 10%軽減税率を平成 26 年 1 月から 20%の本則税率とする措置並びに、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版 I S A」）を平成 26 年 1 月から導入する措置については、経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施する。また、円滑にその実施が行われるよう、関係府省は、証券会社・銀行等とともに、所要の準備を進める。

## 税制抜本改革法（衆・一体改革特委での修正後）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

### 第七条 省 略

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税（二において「個人住民税」という。）をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

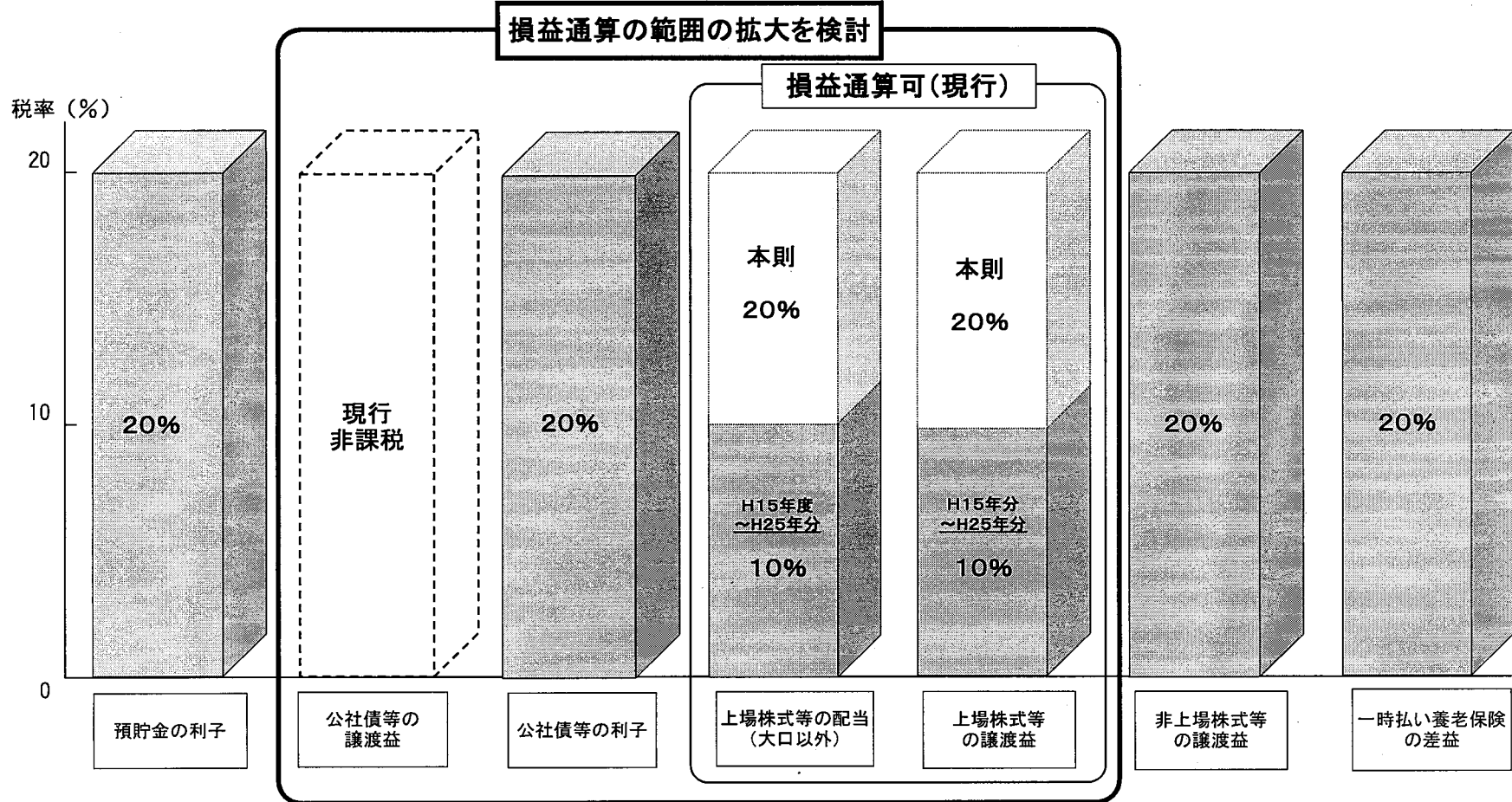
ロ～ニ 省 略

平成 24 年 7 月 27 日 参・一体改革特委 吉田忠智委員の質問に対する野田総理大臣の答弁

- 金融関係では、証券優遇税制は、平成 26 年の 1 月から本則の 20%に戻すことになっておりますので、具体的に消費税を引き上げる前に、その実施は十分可能というか、当然これは前提として進めていきたいというふうに思っております。

## 主な金融商品の税率

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注) 1 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。  
 2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。  
 3 10%の軽減税率の特例は、平成15年度改正(平成15年分~平成19年分)で創設、平成19年度改正(~平成20年分)、平成21年度改正(~平成23年分)、平成23年度改正(~平成25年分)で、それぞれ延長。

先物取引に対する課税関係(平成23年度改正)

先物取引の種類		差金等決済又は譲渡に係る所得		損失の繰越控除	
		改正前	改正後	改正前	改正後
取引所取引	商品先物取引 (先物取引、オプション取引等)	申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)	申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)	可 (3年)	可 (3年)
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)				
	カバードワラント				
店頭取引	商品先物取引 (先渡取引、オプション取引等)	総合課税(雑所得等) 所:5%~40%、住:10%	申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)	不可	可 (3年)
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)				
	カバードワラント				

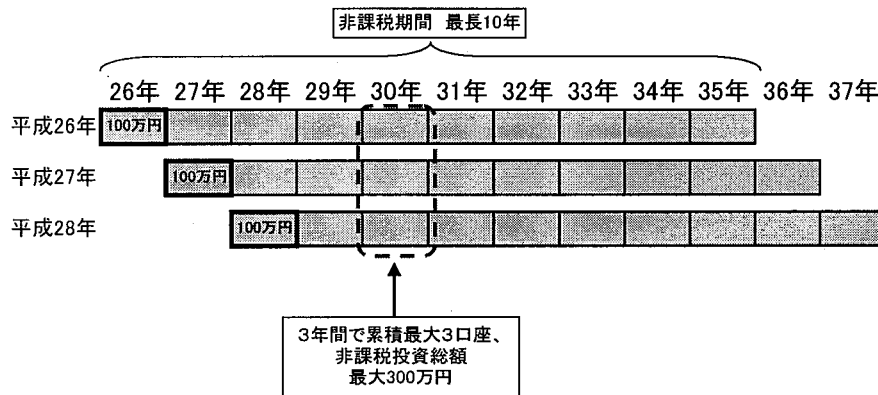
(注)カバードワラントとは、対象資産について、一定の期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた権利行使価格と決済価格(権利行使日の時価)との間の差金を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

「日本版ISA」の現在措置されているスキームと、金融庁の平成25年度税制改正要望

現在措置されているスキーム  
(平成22年度税制改正で措置、平成26年1月施行)

1. 非課税対象  
口座内の上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額  
毎年、新規投資額で100万円を上限  
(未使用枠は翌年以降繰越不可) 3年間で最大300万円
3. 口座開設期間  
平成26年から平成28年までの3年間の各年
4. 非課税期間  
最長10年間、途中売却は自由  
(売却部分の枠は再利用不可)
5. 口座開設数  
年間1人1口座 (毎年異なる金融機関に口座開設可)

<現在措置されているスキームのイメージ>

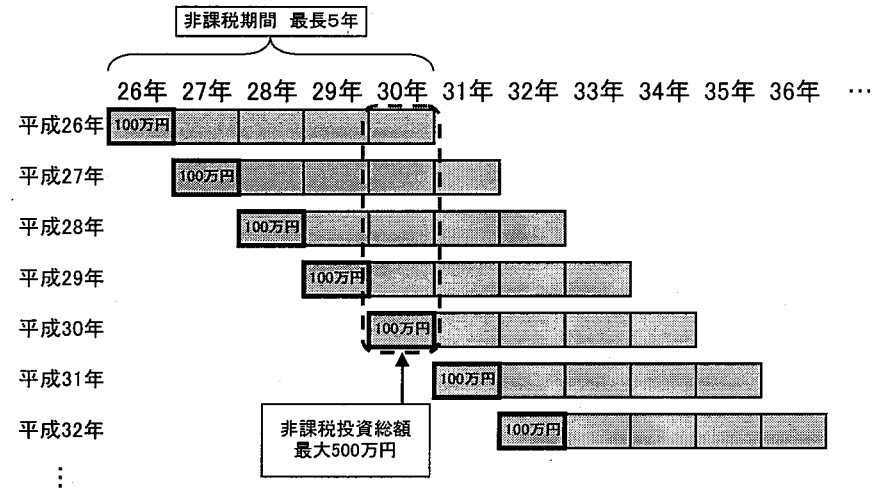


(平成26年から28年の時限的措置)

金融庁要望の概要 (平成25年度税制改正)

- (1) 非課税対象  
対象商品の拡大(公社債、公社債投信を追加)
- (2) 非課税投資額  
毎年、新規投資額で100万円を上限  
(未使用枠は翌年以降繰越不可) 最大500万円
- (3) 口座開設期間  
平成26年から恒久化
- (4) 非課税期間  
最長5年間に短縮、途中売却は自由  
(売却部分の枠は再利用不可)
- (6) 口座開設数  
毎年新たな口座開設を不要とする

<恒久化(金融庁要望)のイメージ>



⇒恒久化

# 平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）

## （別紙 1）租税特別措置の見直しに関する基本方針

### 1. 見直しの対象

- （1）租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- （2）政策税制措置に該当するもの（現時点で 241 項目）の全てについて、今後 4 年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

### 2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- （1）既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として 3 年以下の期限を付して存続させることを検討する。  
なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を 20 年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。
- （2）既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。  
なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。
- （3）政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3 年以下の期限を付すものとする。